



CCSBT-CC/1510/09

Draft Revision of the CCSBT's Catch Documentation Scheme (CDS) Resolution CCSBT 漁獲証明制度 (CDS) 決議改正案

1.0 INTRODUCTION はじめに

The need to review the CDS Resolution is reflected in item 8.3.3 a) of the current Compliance Plan's 3-year Action Plan (CAP) and is scheduled for action during 2015 and 2016:

CDS 決議のレビューの必要性は、現行の遵守計画における3年間の遵守行動計画 (CAP) の項目8.3.3 a) に明示されており、これは2015年及び2016年の行動として予定されている。

8.3.3 a) Review and amend the CCSBT CDS Resolution as appropriate to facilitate the development and implementation of an eCDS, taking into consideration the goals of trying to rationalise CDS systems with other RFMOs, and to improve the effectiveness of landing inspections, etc.

8.3.3 a) eCDS の開発及び導入を促進するため、他のRFMO とのCDS 制度の合理化及び水揚げ検査の有効性の改善等に関する取組にかかるゴールを考慮に入れて、適当な場合はCCSBT CDS 決議をレビュー及び改正する。

In addition, The Ninth Compliance Committee Meeting's (CC9's) Workplan noted that the Secretariat should commence work on a review of the CCSBT CDS Resolution during 2015, and that this was a necessary step prior to any potential development of an electronic CDS (eCDS).

さらに、第9回遵守委員会会合 (CC 9) の作業計画は、事務局は2015年にCCSBTのCDS 決議のレビューに関する作業を開始すべきであり、この作業は電子CDS (eCDS) の開発を開始する前に行う必要があるとした。

The Secretariat has commenced its review of the CDS Resolution as indicated by the CAP and as requested by CC9. A draft revision of the CDS Resolution (including revised Appendices 1-3, but not the associated instruction sheets for Appendix 1) is provided at **Attachment A**.

事務局は、CAPにおいて示されたとおり、及びCC 9からの要請に従って、CDS 決議のレビューを開始した。CDS 決議の改正案 (別添 1-3 を含むが、別添 1 に付属する記入要領は含まれていない) は別紙 A のとおりである。

It is not envisaged that any of the revisions proposed in this paper will be considered for implementation prior to 1 January 2017.

本文書で示した修正案については、2017年1月1日よりも以前にこれらが実施されるものとは想定していない。

2.0 REVIEW FOCUS レビューの重点

The focus of this review is to propose amendments to the existing CCSBT CDS Resolution to:

本レビューの重点は、既存の CCSBT の CDS 決議について、以下のための改正を提案することである。

- Ensure that any amended CDS Resolution is compatible with both a paper-based CDS (such as the current one), and will accommodate the introduction of a web-based eCDS if subsequently agreed to by Members;
CDS 決議の修正は全て、（現行のもののような）紙ベースでの CDS に対応できるだけでなく、将来においてメンバーが合意した場合にはウェブベースの eCDS の導入にも対応できるものとするよう確保すること。
- Identify and correct deficiencies in the CDS, including enabling the detection of over-utilisation of CDS documents when SBT are being re-/exported;
CDS の欠陥を特定し修正すること（SBT が輸出／再輸出される際の CDS 文書の過剰利用を検知できるようにすることを含む）。
- Retain and streamline the current CDS processes as far as possible including providing clarification regarding amendment and cancellation processes;
現行の CDS のプロセスを可能な限り保持し、かつ合理化すること（修正及び取消しのプロセスに関する明確化を含む）。
- Improve the timeliness of the receipt of CDS information (there are currently lengthy time delays) so as to facilitate better monitoring and earlier detection of any issues including over-catches; and
過剰漁獲を含むあらゆる問題のより良い監視及び早期の検知を促進するため、（現在は長期間の遅延が生じている）CDS 情報の受領の適時性を改善すること。
- Harmonise with other RFMOs where possible and appropriate, in particular with the International Commission for the Conservation of Atlantic Tuna's (ICCAT's) e-BCD¹, but only where any harmonisation serves to maintain and/or enhance the integrity, robustness and efficiency of the current CCSBT CDS.
他との調和が現行の CCSBT の CDS の完全性、頑健性及び効率性の維持及び／又は強化をもたらす場合には、他の RFMO、特に大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の e-BCD¹ と可能な限りかつ適当な範囲で調和すること。

This review also takes into account relevant work being undertaken during 2014/15 in the Tuna Traceability and CDS Best Practices component of the Common Oceans ABNJ Tuna Project being implemented by the Food and Agriculture Organisation (FAO).

また、本レビューでは、国連食糧農業機関 (FAO) によって実施されている公海 ABNJ まぐろプロジェクトのうちまぐろトレーサビリティ及び CDS ベスト・プラクティスにかかるプロジェクトとして 2014/15 年に取り組みられた関連作業についても考慮している。

¹ Electronic Bluefin Catch Document 電子くろまぐろ漁獲証明

3.0 BACKGROUND 背景

This section provides background information on the main areas of focus during the review as well as on the Tuna Traceability and CDS Best Practices Project.

このセクションでは、レビューにおいて重点が置かれた主な分野、並びにまぐろトレーサビリティ及びCDS ベスト・プラクティスプロジェクトに関する背景情報を提供する。

3.1 Tuna Traceability & CDS Best Practices Project

まぐろトレーサビリティ及びCDS ベスト・プラクティスプロジェクト

This project is being conducted during 2014/15 and aims to establish best practices for traceability and legal provenance in tuna CDS systems in order to contribute to the prevention of IUU-derived tuna entering legal and responsible supply chains. CCSBT contributed to this project by providing general information about how its CDS currently operates, and other relevant background information. In exchange, the CCSBT has benefited from its participation by receiving regular project updates on proposed best practice CDS principles. As a result, some of those principles have been incorporated into the revisions proposed in this paper, particularly with respect to the design of the Catch/Harvest and Export Certificates.

このプロジェクトは、合法的かつ責任あるサプライチェーンへの IUU 由来のまぐろの混入防止に貢献するために、まぐろ CDS システムにおけるトレーサビリティ及び合法的来歴に関するベスト・プラクティスを構築することを目的として 2014/15 年に実施されたものである。CCSBT は、現行の CDS がどのように運用されているかに関する一般的な情報及びその他の関連する背景情報を提供することにより、このプロジェクトに貢献した。これに対する協力と引き替えに、CCSBT には、CDS のベスト・プラクティスに関する原則案に関するプロジェクトの進捗状況を定期的に受けとることができるというメリットがあった。この結果として、この原則の一部、特に漁獲/収穫及び輸出証明書のデザインは、本文書における改正案に取り込まれている。

3.2 Compatibility of the Existing Resolution with a Web-based eCDS

既存の決議とウェブを活用した eCDS との互換性

The current CCSBT CDS Resolution was agreed and adopted based on the assumption that it would operate primarily as a paper-based system.

現行のCCSBT CDS決議は、一義的に紙ベースのシステムとして運用するとの想定に基づいて合意及び採択されたものである。

In 2012, CC7 requested that the Secretariat explore the costs and benefits of implementing a web-based CCSBT Electronic CDS (eCDS) system. As a first step, the Secretariat presented an eCDS concept proposal to CCWG2 (CCSBT-CCWG/1305/05). This proposal noted that an eCDS:

2012年に、CC 7は事務局に対し、ウェブを活用したCCSBT電子CDS (eCDS) システムの導入にかかる費用対効果を調査するよう要請した。最初のステップとして、事務局は、CCWG 2に対して eCDS のコンセプト案 (CCSBT-CCWG/1305/05) を提示した。この提案では、eCDSについて以下を指摘した。

- should allow for the current paper-based system to remain compatible with the eCDS during a proposed 'phase-in' period of potentially two years;

提案された2年程度の「段階的導入」の期間においては、現行の紙ベースのシステムを引き続き eCDS と整合的なものとしておくべきである。

- would probably not include an interface for Members to data enter Farm Stocking Forms (FSFs) and Farm Transfer Forms (FTFs) when initially developed because very few of these form types are submitted to the Secretariat;
畜養活け込み様式 (FSF) 及び畜養移送様式 (FTF) の事務局への提出は極めて少ないことから、最初の開発段階では、メンバーによるデータ入力インターフェイスにこれらの様式は含めないことになると考えられる。
- should allow for a paper-based alternative to remain as an emergency back-up option if required; and
必要な場合の緊急的バックアップの選択肢として、紙ベース様式を代用として引き続き利用可能としておくべきである。
- may still require a paper copy of the form to accompany the southern bluefin tuna (SBT) as required under current section 1.2 of the CDS Resolution, and that this could be printed from the eCDS system.
現在のCDS 決議セクション1.2に基づく要件のとおり、紙の様式がミナミマダラ (SBT) に添付されることを引き続き要求することになると考えられるとともに、この紙様式は eCDS から印刷したものとすることが考えられる。

In 2014 the Secretariat presented a further eCDS paper to CC9 (CCSBT-CC/1410/16).

This paper made the following five recommendations which were supported by Members:

2014年のCC 9において、事務局はさらに eCDS に関する文書 (CCSBT-CC/1410/16) を提示した。

- Consider amendments to the CDS Resolution before commencing development of an eCDS;
eCDS の開発開始前の CDS 決議の改正の検討
- Remove certification from CDS forms;
CDS 様式からの証明欄の削除
- Review the catch tagging form completion requirement;
漁獲標識様式 (CTF) 完成要件のレビュー
- Design the system to be as easy to use as possible; and
できる限り操作を簡単にするシステム設計
- Evaluate the International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT's) e-BCD system for use by the CCSBT.
大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の e-BCD システムを CCSBT が利用することに関する評価

At CC9, there was strong agreement from Members that the existing CDS Resolution should be reviewed prior to the development an eCDS system, and that this should be the next step towards an eCDS. Therefore, the Secretariat has commenced this review of the CDS Resolution taking into account the above points.

CC 9において、eCDS システムの開発前に既存の CDS 決議をレビューすること、及びこれが eCDS を前に進めるための次のステップになるであろうことについて強い合意があった。このため、事務局は、上述のポイントを考慮して CDS 決議のレビューを開始した。

3.3 Clarification of Amendment and Cancellation Processes

修正及び取消しプロセスの明確化

The Secretariat has received a number of enquiries during the year regarding amending and/or cancelling CDS documents. It is clear that the existing Resolution does not specify how these processes should be managed. Therefore, the Secretariat has proposed some revisions to try to provide more clarity in this area.

事務局は、本年、CDS 文書の修正及び／又は取消しに関する多数の問い合わせを受けた。既存の決議がこうしたプロセスをどのように管理すべきかについて明記していないことは明白である。このため事務局は、この分野についてより明確にするべくいくつかの改正を提案している。

3.4 Timeliness of CDS Data Availability

CDS データ利用の適時性

One of the main advantages of adopting an eCDS would be to facilitate the near real-time receipt of CDS information for monitoring and compliance purposes. Under the current paper-based system, Members are required to submit CDS data to the Secretariat quarterly between 3 - 6 months after forms are issued and/or received by members, CNMs or OSECs². There is then a further delay while the forms are either uploaded electronically or manually data entered onto the Secretariat's CDS application and underlying database.

eCDS を採用することによる主なメリットの一つは、モニタリング及び遵守目的において CDS 情報をほぼリアルタイムで受領することが容易になると考えられることである。現行の紙ベースシステムにおいては、メンバーは、様式が発行されてから、及び／又はメンバー、CNM 又は OSEC² が様式を受領してから 3-6 ヶ月の間に、CDS データを四半期毎に事務局に提出することが求められている。その後、様式が事務局の CDS アプリケーション及び基本データベース上に電子的にアップロードされるか、又はデータが手入力されるまでの間にさらなる遅延が生じる。

This process creates significant time delays in the Secretariat detecting any issues including overcatches. In fact, overcatches are usually not detected by the CDS until well after the associated fishing season has finished. Therefore, the Secretariat proposes that in future, even under a purely paper-based system, all CDS data should be submitted to the Secretariat on a least a monthly basis, so that Documents for one month should be submitted no later than at the end of the following month. This timeframe is the same as that required for monthly catch reports and it will ensure that even if an eCDS is not adopted at this time, CDS data submitted via the current paper-based system would be received in a timelier manner.

このプロセスは、事務局が過剰漁獲を含むあらゆる問題を検知するまでに相当の時間的遅延をもたらす。実際に、通常、漁期が終了してかなり時間が経ってからでないと、CDS では過剰漁獲が検知されない。このため事務局は、将来においては、完全な紙ベースシステムの下であってもある月の文書が翌月末までに提出されるよう、全ての CDS データが毎月ベースで事務局に提出されるようにすることを提案する。このスケジュールは月別漁獲報告の要件と同様であり、eCDS が採用されていない時点であっても、現行の紙ベースシステムを通じて提出された CDS データが適時的に受領されるよう確保するものである。

² Refers to 'Other State/Fishing Entity Cooperating in the CDS', and means a State/Fishing Entity that has expressed its commitment, in writing, to cooperate with this Resolution 「CDS に協力するその他の国/漁業主体」のことをいい、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体を意味する。

3.5 REEF³ Utilisation Analyses REEF 利用分析

During 2014, the Secretariat noted that, since the CDS was implemented in 2010, multiple Catch Monitoring Forms (CMFs) have been associated with a single REEF. In these cases, it becomes very difficult to detect over-utilisation of CMFs in subsequent exports/re-exports. At CC9, Members recommended that a longer term solution be sought intersessionally if the opportunity arises (*e.g.* during a CDS review), and in the meantime requested that the Secretariat monitor how REEF forms are utilised.

2014年に、事務局は、2010年にCDSが導入されて以降、一つのREEFに複数の漁獲モニタリング様式（CMF）が関連づけられてきたことに留意した。これらのケースでは、その後の輸出／再輸出におけるCMFの過剰利用を検知することが極めて困難になる。CC9において、メンバーは、機会（例えばCDS レビュー）があれば休会期間中に長期的な解決策を研究するとともに、その間にも事務局はどのようにREEFが利用されているかをモニタリングするよう要請された。

Therefore, the Secretariat has included revisions in the proposed replacement REEF Document to facilitate detection of over-utilisation of CMFs when SBT are being re-exported.

これを受けて、事務局は、SBTが再輸出される際にCMFの過剰利用を検知しやすくするため、新たなREEF文書案においてこれにかかる修正を加えた。

3.6 Landings into Cold Storage 冷凍施設への水揚げ

Under the current CDS Resolution, it is possible for a fishing vessel to make several fishing trips and offload its SBT catch into bonded cold storage at port after each fishing trip, *e.g.* in Mauritius, but not fill out any CDS documentation (in particular CMFs), until the SBT is removed from cold storage for transportation. This can result in SBT from multiple trips made by the same fishing vessel being recorded on only one CMF. It can also result in long time delays between the catching of these SBT and any CDS documentation being completed and submitted. In order to prevent this situation occurring, the Secretariat has proposed a mechanism to ensure that Catch/Harvest Certificates will be issued and at least partially completed (and later submitted)⁴ by the time SBT from each trip are offloaded into bonded cold storage facilities. Refer to section 4.5 below for further details.

現行のCDS 決議では、漁船が複数の操業航海を行い、漁獲したSBTを各操業航海の後に港内（例えばモーリシャス）の固定冷凍施設に出荷をした場合、移送のために冷凍庫からSBTが運び出されるまでの間、CDS 文書（特にCMF）に何ら記入しないことが可能となっている。この結果、同じ漁船が複数の操業航海により漁獲したSBTについて、ただ一つのCMFに記録することを可能にしている。また、これにより、SBTが漁獲されてから何らかのCDS文書が完成及び提出されるまでに、長期間の遅れを発生させる可能性がある。こうした事態が発生することを防止するため、事務局は、各操業航海ごとにSBTが固定冷凍施設に出荷される時点までに漁獲／収

³ REEF refers to a Re-export/ Export after Landing of Domestic Product CDS Form REEF とは、再輸出／国産品水揚げ後の輸出様式である。

⁴ In situations where paper-issued CHCs are not fully completed and validated during the same month they are certified by the vessel master/farm operator or authorised representative, the partially completed and certified CHCs must be submitted to the Secretariat as part of the Member's monthly submission. 紙で発行されたCHCが完成されておらず、また同月中に確認がされていない場合、これらは船長／畜養場のオペレーター又は権限を付与された代表者によって証明され、一部が完成され証明されたCHCは、メンバーによる毎月のCDS文書提出の一環として事務局に提出されなければならない。

穫証明書が発行され、かつ部分的に完成される（そして後日提出される）⁴ことを確保するためのメカニズムを提案した。詳細については後述のセクション4.5を参照されたい。

3.7 Catch Documentation Schemes of Other tuna RFMOs (tRFMOs)

他のまぐろ類 RFMO (tRFMO) の漁獲証明制度

CAP item 8.3.3.a specifies that the CCSBT should take into consideration the goal of trying to rationalise CDS systems with other Regional Fisheries Management Organisations (RFMOs).

CAP の項目 8.3.3 a) は、他の地域漁業管理機関 (RFMO) との CDS 制度の合理化に向けた取組にかかるゴールを考慮すべきと規定している。

Currently, the only other tuna RFMO with an operational CDS is the International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas (ICCAT). ICCAT has an existing CDS for Atlantic Bluefin tuna which was first introduced in 2007 under Recommendation 07-10. All Contracting Parties and Co-operating non-Contracting Parties exporting Atlantic Bluefin tuna must do so in accordance with ICCAT's Bluefin Tuna CDS.

現時点で、CDS を運用している唯一の他のまぐろ類 RFMO は大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) である。ICCAT は、勧告 07-10 に基づき 2007 年に始めて導入された大西洋クロマグロに関する CDS を保有している。大西洋クロマグロを輸出する全ての締約国及び協力的非締約国は、ICCAT のクロマグロ CDS に従って輸出を行わなければならない。

The CCSBT Data Manager visited ICCAT in June 2015 to examine its e-BCD. The Secretariat has taken into consideration feedback from this visit when reviewing its own CDS.

CCSBT のデータベース・マネージャーは、ICCAT の e-BCD を精査するために ICCAT を訪問した。事務局は、事務局内での CDS のレビューの際に当該訪問からのフィードバックを考慮した。

4.0 CHANGES PROPOSED IN THE REVISED CDS RESOLUTION

CDS 決議改正案において提案した修正点

The following subsections outline areas in which changes to the current CDS Resolution (including its associated forms) are proposed by the Secretariat.

以下のサブセクションでは、事務局が提案した現行の CDS 決議（付属する様式を含む）において修正した部分を総括した。

One of the main differences proposed is that the current CMF is replaced by a modified Catch/Harvest Certificate and the current REEF is replaced by a modified Export Certificate. These proposed replacement Certificates completely separate catch/harvest from (re-)export information so that all catch/harvest information (including any transshipments) would be recorded only on the Catch/Harvest Certificate, and all (re-)export and import information would be recorded separately on the Export Certificate, with the two being linked. Separation of these two sets of information should facilitate a linear flow of documentation to occur, allowing much of the Cath/Harvest Certificate to be completed before any offloading of SBT occurs.

現行のCMFからの主な修正案の一つは、現行のCMFを漁獲／収穫証明書に、現行のREEFを輸出証明書に置き換えることである。提案した新たな証明書は、漁獲／収穫に関する情報（転載を含む）は全て漁獲／収穫証明書のみ記録され、及び輸出（再輸出）・輸入に関する情報は全て輸出証明書に別途記録され、これら二つの様式が関連付けられる形となるよう、輸出（再輸出）の情報と漁獲／収穫に関する情報を完全に分離している。これら2セットの情報を分離することにより、何らかの形のSBTの出荷が行われる前に漁獲／収穫証明書の大部分を完成させることができるような、文書作成の直線的なフローを実現することを容易にできるはずである。

4.1 Naming of CDS Documents CDS文書の名称

Catch/harvest and (re-)export CDS Documents have been renamed to “Certificates” in accordance with the advance draft proposed best practice guidelines for the development of tuna CDS’s. At the current time, and for reasons of consistency in naming conventions used throughout this paper, the Secretariat has proposed renaming all CDS ‘Forms’ to ‘Certificates’ as follows:

漁獲／収穫及び輸出（再輸出）CDS文書は、マグロCDSの開発にかかるベスト・プラクティスガイドライン案の事前ドラフトに従って、「証明書」に名称を変更した。同時に、本文書全体の命名方法の一貫性の観点から、事務局は、以下のとおり全てのCDS「様式」を「証明書」に名称変更することを提案する。

- The Farm Stocking Form (FSF) becomes a Farm Stocking Certificate (FSC).
There are no other changes;
畜養活け込み様式（FSF）は、畜養活け込み証明書（FSC）となる。その他の変更はない。
- The Farm Transfer Form (FTF) becomes a Farm Transfer Certificate (FTC).
There are no other changes;
畜養移送様式（FTF）は、畜養移送証明書（FTC）となる。その他の変更はない。
- The Catch Tagging Form (CTF) becomes a Catch Tagging Certificate (CTC).
There is one additional small editorial change – the reference to ‘Catch Monitoring Form in the first section has been updated to reference the associated ‘Catch/Harvest Certificate instead;
漁獲標識様式（CTF）は、漁獲標識証明書（CTC）となる。一点だけ編集上の修正あり（最初のセクションにおいて「漁獲モニタリング様式」としていた部分を「漁獲／収穫証明書」にアップデートした）。
- The Catch Monitoring Form (CMF) has been replaced by a Catch/Harvest Certificate (CHC) – refer to section 4.7 and Appendix 1 of Attachment A.
The information collected on this document has changed substantively, and
漁獲モニタリング様式（CMF）は、漁獲／収穫証明書（CHC）に変更された（セクション4.7及び別紙Aの別添1を参照）。この文書に関連して収集される情報も実質的に修正した。
- The REEF has been replaced by an Export Certificate (ExC) – refer to section 4.8 and Appendix 1 of Attachment A.
The information collected on this document has changed substantively.
REEFは輸出証明書（ExC）に変更された（セクション4.8及び別紙Aの別添1を参照）。この文書に関連して収集される情報も実質的に修正した。

4.2 Farming and Tagging 畜養及び標識装着

The Secretariat has proposed only minor editorial changes to the current CDS Documents used for farming and tagging. Documentation of the farming and tagging processes remains essentially the same except for the proposed requirement to submit all CDS Documents monthly.

事務局は、畜養及び標識装着に関して使用される現行のCDS文書について、編集上の微修正を提案した。畜養及び標識装着のプロセスに関する文書作成は、全てのCDS文書を毎月提出するよう提案した点を除き、基本的に同様である。

4.3 Submission of CDS Documents CDS文書の提出

The Secretariat has proposed several changes regarding the submission of CDS documents including any cancelled or amended documents as follows:

事務局は、以下のとおり、CDS文書の提出（文書のキャンセル又は修正を含む）に関するいくつかの修正を提案した。

- CDS documents may be submitted using a paper-based system as is currently done, or by direct electronic submission;
CDS 文書は、現行の紙ベースシステムを用いるか、又は直接的な電子的提出によりこれを提出することができる。
- CDS documents are required to be submitted monthly rather than quarterly; and
CDS 文書は、四半期毎ではなく毎月提出される必要がある。
- Advice on any paper-issued CDS documents that are amended or cancelled must be provided to the Secretariat monthly as prescribed.
紙で発行されたCDS 文書であって修正又は取消しされた文書に関する事務局への通報は、規定通りに毎月行われなければならない。

4.4 Certifications 証明

As recommended in the Secretariat’s paper CCSBT-CC/1410/16, most of the previously required certifications have been removed from the new CHC document. Only one certification is now required - either by the fishing vessel master/farm operator or by their representative. The ExC requires two certifications as before – one by the exporter, and one by the importer.

事務局文書CCSBT-CC/1410/16において勧告したとおり、新しいCHC文書からは、過去に必要とされていた証明欄のほとんどが削除されている。現在必要とされている唯一の証明は、漁船の船長／畜養場のオペレーター又はその代表者のいずれかによるものである。ExCは、従前と同様に二つの証明（一つは輸出業者、もう一つは輸入業者）が必要である。

4.5 Offloading Events and Completion of Catch/Harvest Certificates

出荷と漁獲／収穫証明書の完成

The Secretariat has used the term “offloading” throughout this paper and within the proposed revised CDS Resolution and its appendices. This term is used to refer to the initial physical un/off-loading of SBT product(s) from a domestic farm (*i.e.* harvesting), or fishing vessel, irrespective of whether the offloading results in a landing in port. Therefore, offloading

events occur in association with landings of domestic product⁵, transshipments, or landings into cold-storage facilities or to an export destination, etc.

事務局は、本文書及び CDS の決議並びに別添の改正案を通して「出荷」という文言を用いている。この文言は、国内の畜養場（すなわち収穫）又は漁船から SBT 製品を物理的に最初に取り出す意味で使用されており、港での水揚げに当たる出荷であるかどうかは関係がない。このため、出荷に当たる出来事は、国産品の水揚げ⁵、転載、又は冷凍施設での保管又は輸出先での陸揚げ等にあたるものである。

The Catch/Harvest Certificate (CHC) is issued before the initial offloading of SBT occurs. By the time of offloading it will be at least partially completed and record details about the SBT that are being removed from the fishing vessel or domestic farm.

漁獲／収穫証明書（CHC 文書）は、最初の SBT の出荷が行われる前に発行される。出荷の時点までに少なくとも部分的には完成され、漁船又は国内の畜養場から出荷される SBT に関する詳細が記録される。

There are 7 sections included in the proposed CHC as follows (refer to Appendix 1 of Attachment A):

CHC 案は、以下のとおり 7 つのセクションから構成されている（別紙 A の別添 1 を参照）。

- 1) Catch Tagging Certificate Numbers
漁獲標識証明書番号
- 2) Details of Catching Vessel or Harvesting Farm
漁獲した船舶又は収穫した畜養場の詳細
- 3) Description of Catch/Harvest
漁獲／収穫の説明
- 4) Offloading Details
出荷の詳細
- 5) Certification by Fishing Vessel Master/ Farm Operator or Authorised Representative
漁船の船長／畜養場のオペレーター又は権限を付与された代表者
- 6) Measured and Verified Landed Weights, and
計量及び確認された水揚げ重量
- 7) Catch Certificate Validation by Authority.
当局による漁獲証明書の確認

For all offloadings of SBT that are not deferred transshipments to a Carrier Vessel (CV):
運搬船（CV）への転載の繰延べがない全ての SBT の出荷については、

- 1) Sections 1 - 5 of the CHC must be completed by the time of offloading, and 出荷の時点までに CHC のセクション 1 - 5 が完成されなければならない、
- 2) Sections 6 and 7 must be completed at the time the SBT is landed, such as landing of domestic product, direct landings (*i.e.* exports) to foreign fishing ports by fishing vessels, landings of SBT by Carrier Vessels, and landings into bonded cold storage.

⁵ The term ‘landing of domestic product’ means offloading of SBT into the territory of a Member or Cooperating Non-Member caught by a vessel flagged to that Member or Cooperating Non-Member or on the register of fishing vessels of that Member or Cooperating Non-Member. 「国産品の水揚げ」とは、メンバーもしくは協力的非加盟国に置籍する船舶又はメンバーもしくは協力的非加盟国の漁船として登録された船舶により漁獲された SBT が、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に水揚げされることをいう。

国産品の水揚げ、漁船による外国の漁港への直接水揚げ（すなわち輸出）、運搬船によるSBTの水揚げ、及び固定冷凍施設への水揚げ等、SBTが水揚げされた時点で完成されなければならない。

For all offloadings of SBT that are deferred transshipments to a CV:

CVへの転載の繰延べがある全てのSBTの出荷については、

- 1) Sections 1 - 5 of the CHC must be completed by the time of offloading from the fishing vessel, with the exception of the transshipment date and details of the transshipment vessel in Section 4, which must be completed once the transshipment details are known and before the CHC is validated,
漁船から出荷が行われる時点までに、CHCのセクション1-5が完成されなければならない。ただし、転載の詳細が明らかとなった後、かつCHCが確認される前までに完成されなければならないセクション4の転載の日付及び転載船の詳細を除く。
- 2) Section 6 must be completed at the time of offloading from the fishing vessel, and before placing the SBT into cold storage, and
漁船から出荷が行われた時点で、かつSBTが冷凍施設に保管される前に、セクション6が完成されなければならない。
- 3) Section 7 must be completed as soon as practicable after Sections 1 - 6 have been completed and before the SBT is accepted for landing of domestic product or import.
セクション1-6が完成された後、かつ国産品の水揚げ又は輸入としてSBTが受け入れられる前の可能な限り早い時点で、セクション7が完成されなければならない。

4.6 Completion of Export Certificates 輸出証明書の完成

Export sections of Export Certificates must be fully completed by the (re-)exporter either at the time SBT are landed directly at a foreign port by a fishing vessel or Carrier Vessel for importation, or before the SBT are exported by any other means of transportation, *e.g.* by container vessel, plane, etc.

輸出証明書の輸出の部は、漁船又は運搬船により外国の港において直接SBTが輸入として水揚げされた時点、又はその他全ての輸送手段（例えばコンテナ船、航空機等）によりSBTが輸出される前の時点のいずれかにおいて、輸出（再輸出）業者により完成されなければならない。

The requirement to complete an ExC would be triggered by any of the following events:

ExCを完成するための要件は、以下の出来事のいずれかにより発動される。

- SBT is landed at its export destination either directly from the Fishing Vessel that caught it or from a Carrier Vessel that received transhipped SBT;
SBTを漁獲した漁船あるいは転載されたSBTを受けとった運搬船のいずれかにより、輸出先においてSBTが直接水揚げされる
- SBT in bonded cold storage at an intermediate destination is exported;
中継地の固定冷凍施設に保管されていたSBTが輸出される
- Domestically landed SBT is exported, or
国産品として水揚げされたSBTが輸出される
- Imported SBT is re-exported.
輸入されたSBTが再輸出される

4.7 Catch-Harvest Certificate (CHC) 漁獲／収穫証明書 (CHC)

The Catch/Harvest Certificate (CHC) essentially replaces the current Catch Monitoring Form (CMF). However, the new CHC does not include any export or import information like the existing CMF does. CHCs must be partially or fully completed prior to/at any offloading event, and it is proposed that they are submitted to the Secretariat monthly.

漁獲／収穫証明書 (CHC) は、現行の漁獲モニタリング様式 (CMF) を完全に置き換えるものである。しかしながら、新たなCHCは、既存のCMFのような輸出又は輸入に関する情報を全く含んでいない。CHCは、すべての出荷の前／出荷時点において一部又は完全に作成されなければならない、また事務局に毎月提出されることが提案されている。

Main Differences between CMFs and CHCs CMFとCHCの主な相違点

The main differences included in the proposed new CHC design are as follows:

新たなCHC案のデザインにおける主な相違点は以下のとおりである。

- Only catch/harvest and no export or import information is recorded on the CHC;
CHCでは、漁獲／収穫に関する情報のみが記録され、輸出又は輸入に関する情報は全く記録されない。
- A specific offloading date is required to be provided;
具体的な出荷の日付が提示される必要がある。
- It is required that a CHC must be at least partially completed by the time of offloading from a domestic farm (*i.e.* harvest) or fishing vessel, – refer to section 4.5 for more details.
CHCは、国内の畜養場 (すなわち収穫) 又は漁船から出荷が行われる時点までに、少なくとも部分的には完成されなければならない (詳細はセクション4.5を参照) 。
- A new ‘Offloading Details’ section is included which records any information about transhipments (immediate or deferred) and any other type of offloading;
新たな「出荷の詳細」セクションには、転載 (即時又は据置) 及びその他の種類の出荷に関する全ての情報の記録が含まれる。
- Only one certification signature is needed – either that of the Fishing Vessel Master/Farm operator or their Authorised Representative;
漁船の船長／畜養場のオペレーター又はそれらの権限を付与された代表者のいずれかによる、証明にかかる署名が一つだけ必要である。
- No certifications are required by either the Receiving Vessel Master or Observer (just the observer name and trip number are recorded) for transhipments, or by the exporter – since no export information is included on this Certificate;
転載にかかる受けとる船舶の船長又はオブザーバーの証明は不要 (オブザーバーの氏名及び航海番号のみ記録される) であり、又は輸出業者による証明は、本証明書には輸出に関する情報が含まれていないため、不要である。
- Section 6 is the record of verified landed weights recorded by product type, and
セクション6は、製品タイプ毎に記録される確認済みの水揚げ重量の記録である。
- The validation sign-off wording has changed to include a statement that the validator has, “seen sufficient evidence confirming the verified landed weights”.
確認欄の最後の文言について、確認者が「確認済み水揚げ重量を確認するための十分な証拠を確かめた」という声明を含めるべく修正されている。

4.8 Export Certificate (ExC) 輸出証明書 (ExC)

The Export Certificate (ExC) replaces:

輸出証明書 (ExC) は以下を置き換えるものである。

- the 'Export' part of the Intermediate Product Destination section of the current CMF;
現行のCMFの「製品の間接仕向け地の部」の「輸出」部分
- the 'Import' part of the Final Product Destination section of the current CMF, and
現行のCMFの「製品の最終仕向け地の部」の「輸入」部分
- the existing REEF document.
既存のREEF文書

Under the current proposal, any associated transshipment information is always recorded on the associated CHC.

現在の提案では、関連する全ての転載情報は、常に関連するCHCに記録される。

Main Differences between REEFs and ExCs

REEFとExCの主な相違点

The main differences to note in the proposed Export Certificate (ExC) are as follows:

輸出証明書 (ExC) 案の主な相違点は以下のとおりである。

- Requirements regarding when to complete an ExC have changed – refer to section 4.6;
ExCが完成される時点に関する要件が変更されている (セクション4.6を参照)。
- A specific date of export is required to be provided as well as export destination;
具体的な輸出の日付並びに輸出先を提示する必要がある。
- Only one preceding Certificate Number must be recorded on each ExC. Only SBT sourced from that same single preceding Catch/Harvest or Export Certificate number must be recorded on the ExC, with one exception - if the preceding CHC or ExC number is not known, then the individual tag numbers of the SBT can be provided instead. It's possible that the list of tagged SBT listed may originate from different CHCs or ExCs;
各ExC上に記録される先行する証明書番号は一つだけでなければならない。同じ一つの先行する漁獲/収穫証明書又は輸出証明書の番号に由来するSBTだけが、ExCに記録されなければならない。唯一の例外は、先行するCHC又はExCの番号が未知であり、その代わりにSBTの個々の標識番号が提示できる場合である。標識装着されたSBTのリストを異なるCHC又はExCから作成することは可能と考えられる。
- Processing establishment details and the, 'Description of fish from the previous CDS document' section have both been removed.
加工施設の詳細、及び「先行するCDS文書に記載されている魚の詳細」セクションはともに削除された。

5.0 POTENTIAL EFFECTS ON RELATED CCSBT MEASURES AND PROCESSES

CCSBTの措置及びプロセスへの影響

If any of the proposed amendments to the CDS Resolution are agreed in future, then it's likely that the following associated CCSBT decisions and measures will be affected and will need to be reviewed accordingly:

将来的にCDS 決議の修正案が合意された場合、関連する以下のCCSBTの決定及び措置にも影響が及ぶものと思われ、適切にレビューされる必要がある。

- Minimum Performance Requirements (MPRs);
最低履行要件 (MPR)
- The Secretariat's internal processes and timeframes with regard to receipt, data entry and reconciliation of CDS data as it becomes available;
CDS データの受領、データ入力及び照合に関する事務局内のプロセス及びスケジュール (利用可能になったデータについて)
- The Secretariat's CDS database structure and data entry screen designs, and
事務局のCDS データベースの構造及びデータ入力画面のデザイン
- The Secretariat's CDS reconciliation (data checking) routines.
事務局のCDS 照合 (データ確認) のルーティン

The following items may potentially also require review/revision:

以下の事項についてもレビュー／修正が必要となる可能性がある。

- The CCSBT Transshipment Resolution, and the
CCSBT転載決議
- The Transshipment Memorandums of Understanding (MoUs) with ICCAT and the Indian Ocean Tuna Commission (IOTC).
ICCAT及びインド洋まぐろ類委員会 (IOTC) との転載了解覚書 (MoU)

6.0 RECOMMENDATIONS 勧告

It is recommended that Members:

メンバーに対して、以下を勧告する。

- Consider the set of CDS Resolution revisions proposed in this paper;
本文書のCDS決議改正案について検討すること
- Provide feedback to the Secretariat regarding the nature, extent and practicality of the proposed revisions; and
改正案の性質、範囲及び実用性に関して事務局にフィードバックすること
- Discuss a timetable for progressing future work required on the review of the CDS Resolution.
CDS決議のレビューに必要となる将来の作業を進めるためのスケジュールを検討すること

Prepared by the Secretariat

事務局作成文書

CCSBT 漁獲証明制度の実施に関する決議

(第2~~x+1~~回委員会年次会合 (20~~xx+4~~年10月~~xx+6~~日) において改正)

漁獲証明制度(CDS)の策定のために 2005 年の CCSBT12 で採択された原則及び 2006 年の CCSBT 13 において採択された‘貿易の有無にかかわらずみなみまぐろのすべての漁獲を記録するための CDS の実施に関する決議’に照らし合わせ、

メンバー及び協力的非加盟国が漁獲から国内市場又は輸出市場における最初の販売までの合法的な製品の流れを追跡、確認を行う必要性に留意し、

地域漁業管理機関間で漁獲証明制度の調和を達成する必要性を念頭に置き、

CDSが、紙によるCDS又はウェブを活用した電子CDS (eCDS) のいずれかにより運用される可能性があることを認識し、

それぞれのメンバー及び協力的非加盟国による SBT の漁獲を正確に確認するために、CDS が世界の SBT 漁業のすべてのセクターを通じ、一貫的かつ包括的に適用されなければならないことを強調し、

みなみまぐろの保存のための条約第 8 条 3(b)に従い、みなみまぐろの保存のための拡大委員会 (CCSBT) は委員会の保存措置の遵守状況を監視するため、次の措置を採択する。

1. 一般条項及び適用

1.1 本決議において、「文書」及び「証明書」は、以下のいずれかのことをいう。

○ 紙の文書及び証明書、又は

○ 電子的な文書及び証明書であって、ウェブを活用した eCDS により生成されたもの。

別添 1 - 3 は、本 CDS 決議の一部と見なされなければならない。

1.1.2 すべてのメンバー及び協力的非加盟国は、みなみまぐろ(SBT)のための CCSBT CDS を実施し、本決議に該当するすべての SBT に関する移動を文書に記録しなければならない。CCSBT CDS は、CCSBT CDS 文書の作成及び SBT の標識装着を含む。

1.2.1.3 メンバー、協力的非加盟国又は CDS に協力するその他の国/漁業主体 (OSEC¹) の管轄権の下での、転載、国産品の水揚げ²、輸出、輸入及び再輸出について、すべての SBT は、本決議のセクション 3 に記載される紙の文書が 1 つ添付されなければならない。本要件の免除は認め

¹用語「CDS に協力するその他の国/漁業主体」とは、この決議への協力を確約することを書面にて表明した国/漁業主体をいい、この決議において「OSEC」と表す。

²用語「国産品の水揚げ」とは、メンバーもしくは協力的非加盟国に置籍する船舶又はメンバーもしくは協力的非加盟国の漁船として登録された船舶により漁獲された SBT が、当該メンバー又は協力的非加盟国の領土に出荷水揚げされることをいう。

られない。しかしながら、肉以外の魚体の部位³(即ち、頭、目、卵、内臓、尾)については、文書なく輸出/輸入することができる。

4.31.4 メンバー又は協力的非加盟国の管轄権の下での、蓄養場への SBT の移送及び蓄養場間の SBT の移送は、規定に則り、蓄養活け込み**証明書様式**及び蓄養移送**証明書様式**として文書化されなければならない。

4.41.5 遊漁により漁獲された魚の販売を禁じているメンバー又は協力的非加盟国は、その遊漁に対し CCSBT CDS の要件を免除することができる。

4.51.6 委員会は、本決議の実施にあたり、SBT の漁獲、水揚げ、転載及び/又は蓄養に関与する拡大委員会のメンバー又は協力的非加盟国以外の国の適当な当局に対し、協力を要請しなければならない。

4.61.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、SBT の漁獲を許可されていない船舶により漁獲された SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸入、輸出及び/又は再輸出並びに(SBT 蓄養が管轄権の下で行われている場合)SBT の蓄養を許可されていない蓄養場への SBT の移送又は蓄養場間の移送及びそこからの SBT の収穫を認めてはならない。

4.71.8 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次の場合を除き、標識をともなわない丸の状態の SBT について、国産品としての水揚げ、転載、輸出、輸入又は再輸出を認めてはならない。

4.7.11.8.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識が装着されることを条件に、標識なく SBT を**出荷水揚げ**することができる。

4.7.21.8.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、**出荷水揚げ**時に標識を装着することができる。

4.7.31.8.3 予期せぬ SBT の混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、**出荷水揚げ**時に標識を装着することができる。

4.81.9 標識が偶発的に外れ再装着できないという特別な状況においては、可及的速やかに、かつ、**出荷水揚げ、転載又は輸出**の時点までに、代替の標識を装着しなければならない。

4.91.10 メンバー及び協力的非加盟国は、事務局長に対し、**出荷水揚げ**後 7 日以内に、**1.87.2**、**1.87.3** 又は **1.98** に定められる特別な状況を報告しなければならない。報告により、特別な状況の詳細、標識装着された SBT の尾数及び **1.98** については元来(判明している場合)の標識番号及び新たな標識番号を提供しなければならない。

4.101.11 _____メンバー及び協力的非加盟国は、国産品の水揚げについて、少なくとも最初の販売時点まで標識が丸の状態の SBT に留まることを義務づけなければならない、その後も丸の状態の魚に標識が留まることを奨励しなければならない。

³ この文脈において、魚体の部位から分離されたすべての肉が、肉であると見なされる。

2. 必要となる登録

- 2.1 蓄養場記録が、許可された蓄養場を特定するため、事務局長によって作成、維持される。
- 2.2 事務局長によって維持される漁船舶記録により、許可漁船舶が特定される。
- 2.3 上記の許可登録に含まれない漁船舶及び/又は蓄養場の情報が記録されている CCSBT CDS 文書は、本制度の目的に対する有効な文書と見なされない。

3. 必要となる文書及び情報

3.1 CCSBT CDS 文書は、次のとおり。

- 3.1.1 蓄養活け込み証明書 (FSC) 様式—SBT の漁獲、曳航及び蓄養の情報を記録。
- 3.1.2 蓄養移送証明書 (FTC) 様式—蓄養場間の SBT の移送の情報を記録。
- 3.1.3 漁獲/収穫証明書 (CHC) モニタリング様式—予期せぬ漁獲を含め、蓄養の有無にかかわらず、すべての SBT の漁獲/収穫、出荷、水揚げ、~~及び~~転載、~~輸出及び~~輸入の情報を記録。
- 3.1.4 漁獲標識証明書 (CTC) 様式—CDS の一環として標識装着された個別魚の情報を記録。
- 3.1.5 再輸出又は国産品水揚げ後の輸出証明書 (ExC) 様式—漁獲/収穫証明書モニタリング様式によって、~~すでに最初の国産品の水揚げ時点又は輸入時点まで追跡記録された SBT であって、~~ており、その後全量又は一部が~~を~~輸出又は再輸出される SBT の情報を記録。

3.2 3.1 に定められる CCSBT CDS 文書に含まれるべき情報と関連する指示事項は、別添 1A—D。

3.3 承認された CDS 文書様式の採択後は、翻訳の追加 又は書式の変更といった、メンバー独自のバージョンとする最小限の変更のみ認められる⁴。情報欄が該当しないという場合を除き、別添 1 に示した標準文書様式から情報欄を削除することは認められない。

3.4 3.3⁵に従い変更が加えられた文書は、メンバー、~~及び~~ CDS に協力的な非加盟国及び SBT の水揚げ、転載、輸入、輸出又は再輸出に関与していることが知られている非加盟国に配布するため、事務局長に提供されなければならない。

⁴ ただし、漁獲標識証明書様式にあっては、メンバー又は協力的非加盟国の裁量によって、追加的な情報を含めるよう修正することができる。

⁵ 漁獲標識証明書様式への追記を除く。

- 3.5 CDS 文書様式及び様式その内容に関する大幅な変更は、CCSBT 遵守委員会からの勧告に基づき、委員会がその年次会合で合意した場合のみ認められる。
- 3.6 CCSBT CDS 文書は、固有の番号が付されていないなければならない。

4. CDS 文書の修正又は取消し

4.1 CDS 文書（輸入の部を全く含まない）は、以下の場合に、発行したメンバー/協力的非加盟国、及び/又は要請があった場合には事務局によってのみ、これを修正することができる。

4.1.1 eCDS システムにより電子的に発行されていない CDS 文書が後に修正された場合は、これを発行したメンバーは、輸入する旗国に対して修正した CDS 文書の写しを直ちに提供するとともに、下記パラグラフ 7.1 のとおり、毎月の CDS 文書提出の一環として、CCSBT 事務局に対してこれを提出しなければならない。また、輸入するメンバーは、毎月の CDS 文書提出の一環として、事務局に対して修正された CDS 文書（修正前の原本ではない）を提出しなければならない。

4.1.2 eCDS システムにより CDS 文書が電子的に発行されている場合であって、許可がある場合は、発行者が、システム上でこれを直接修正しなければならない。あるいは、CCSBT 事務局に対して修正を要請することにより、これを修正しなければならない。

4.2 CDS 文書の輸入の部は、以下の場合に、輸入するメンバー/協力的非加盟国、OSEC、及び/又は要請があった場合には事務局によってのみ、これを修正することができる。

4.2.1 eCDS システムを通じて電子的に受領されていない CDS 文書の輸入の部が後に修正された場合は、輸入する者は、下記パラグラフ 7.1 のとおり、毎月の CDS 文書提出の一環として、CCSBT 事務局に対して修正された輸入 CDS 文書を提出しなければならない。

4.2.2 eCDS システムを通じて CDS 文書が電子的に受領されている場合であって、当該文書がまだ最終化されていない場合は、輸入者が、システム上でこれを直接修正しなければならない。あるいは、CCSBT 事務局に対して修正を要請することにより、これを修正しなければならない。

4.3 CDS 文書は、以下の場合に、発行したメンバー/協力的非加盟国、及び/又は要請があった場合には事務局によってのみ、これを取り消すことができる。

4.3.1 CDS 文書が eCDS システムにより電子的に発行されていない場合は、発行したメンバー/協力的非加盟国が当該文書を取り消さなければ

ならず、また、下記パラグラフ 7.1 のとおり、毎月の CDS 文書提出の一環として、CCSBT 事務局に対して取り消された文書の一覧を提出しなければならない。後に取り消された文書を受領したメンバーは、毎月の CDS 文書提出の一環として、事務局に対して代替の CDS 文書（取り消された文書ではない）を提出しなければならない。

4.3.2 CDS 文書が eCDS システムにより電子的に発行されている場合は、発行したメンバー/協力的非加盟国は、文書が取り消されてから 15 日以内に、CCSBT 事務局に対して取消し要請を行わなければならない。

54. 標識装着

4.15.1 メンバー及び協力的非加盟国は、次の場合を除き、捕殺時、丸の状態の SBT に SBT 標識を付することを義務づけなければならない。

4.1.15.1.1 蓄養事業の場合、捕殺後 30 時間以内に標識を付することができる。

4.1.25.1.2 CCSBT 許可船記録に掲載されている船舶が船上に十分に標識を有していないという特別な状況においては、出荷水揚げ時に標識を付することができる。

4.1.35.1.3 予期せぬ混獲で船上に標識がない又は十分でないという特別な状況においては、出荷水揚げ時に標識を付することができる。

4.25.2 3.1.4 のとおり、漁獲標識証明書様式は、個別の SBT について関連する標識情報が記録される。漁獲標識証明書様式は、捕殺時以降できる限り速やかに記入されなければならない。体長及び重量の測定は、SBT の凍結前に実施されなければならない。船上において測定が正確に実施できない場合、測定及び関連する漁獲標識証明書様式への記入が SBT のさらなる移送の前に行われることを条件に、出荷水揚げ又は転載の時点で行うことができる。

4.35.3 完成した漁獲標識証明書様式は、旗国であるメンバー及び協力的非加盟国に提供され、漁獲標識証明書様式の情報は、四半期各月ごと、電子媒体を通じ、事務局長に対し、提出されなければならない。

4.45.4 標識装着計画は、別添 2 に定められた手続き及び情報に関する最低基準を満たさなければならない。

4.55.5 メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識の許可されない使用を禁止しなければならない。

65. 確認

5.16.1 CCSBT CDS 文書は、規則に則り、次に該当する者によって、確認~~（洋上転載の場合にあっては、署名）~~されなければならない。

5.1.16.1.1 国産品の水揚げについては、漁獲収穫した船舶の旗国であるメンバー若しくは協力的非加盟国の政府職員、又は当該船舶が用船契

約に基づき操業している場合にあっては、当該用船先のメンバー若しくは協力的非加盟国の権限を有する当局若しくは機関。

~~5.1.2 CCSBTの大型漁船の転載に対する計画創設に関する決議に基づくすべてのSBTの転載については、かかる決議が求めるオブザーバ~~
~~二。~~

5.1.36.1.2 すべてのSBTの輸出については、輸出するメンバー又は協力的非加盟国の政府職員。

5.1.46.1.3 すべてのSBTの再輸出については、再輸出するメンバー、協力的非加盟国又はOSECの政府職員。

5.26.2 CDS文書の確認権限は、該当する国/漁業主体の政府職員から権限を付与された者に委任することができる。委任された者を利用するメンバー、協力的非加盟国及びOSECは、事務局長に対し、かかる委任に関する正規の写しを提出しなければならない。CCSBT CDS文書を証明する者は、当該文書を確認する者と同一であってはならない。

5.36.3 メンバー、協力的非加盟国及びOSECは、事務局長に対し、確認に関する情報を提供しなければならない(政府職員及び個人がCCSBT CDS文書の確認を行う権限を行使するよりも前に、確認のタイプ、文書の確認を行う組織の名称、文書の確認を行う政府職員の氏名、肩書き及び署名、封印又は印鑑の印影見本及び代理権を有するすべての者のリストを含む)。メンバー、協力的非加盟国及びOSECは、事務局長に対し、変更について時宜を得た方法で通知しなければならない。

5.46.4 事務局長は、5.3に定められた情報の維持、更新を行い、それをすべてのメンバー、協力的非加盟国及びOSECに提供し、変更については遅滞なく回章する。

6.5 メンバー、協力的非加盟国及びOSECは、3.1に定められるCCSBT CDS文書のうち、完全でないもの、明らかに誤った情報が記載されているもの又は本決議の求めるとおり確認されていないものについて、確認をしてはならない。

5.56.6 メンバー、協力的非加盟国及びOSECは、CHCに記録された「計量及び確認された水揚げ重量」が正確であることを確認するための十分な証拠を確かめることなしに、漁獲/収穫証明書(CHC)の確認をしてはならない。

5.66.7 メンバー、協力的非加盟国又はOSECは、転載、国産品の水揚げ、輸出、輸入又は再輸出において、当該SBTの貨物に必要なとされる文書の一部又はすべてがともなわれていない場合、証明書様式において必要とされる情報欄の記載に不備がある場合又は証明書様式が本決議の求めるとおり確認されていない場合、いかなるSBTも受け入れてはならない。

5.76.8 全量又は一部が標識の装着されていない丸の状態のSBTからなる貨物について、転載、国産品の水揚げ、輸出(国産品の水揚げ後の輸出を含

む)、輸入又は再輸出(ただし、別添2のとおり、SBTがさらに加工され標識が必要でなくなった場合を除く)の確認又は受け入れをしてはならない。

5.86.9 メンバー及び協力的非加盟国は、CDS文書に含まれる情報を確認するために必要な範囲で、船舶、出荷水揚げ及び可能であれば市場に対する検査を含む監査を適正な水準で実施しなければならない。

5.96.10 メンバー及び協力的非加盟国は、6.95.8に従い実施した監査の種類及びカバー率並びに遵守の程度に関する詳細を、SBT漁業に関する年次報告に含めなければならない。

76. 情報交換及びデータの機密性保護

6.17.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、受領したすべての紙の CCSBT CDS 文書 原本（又はスキャナーによって作成した原本の電子コピー）を、文書上に記載された直近の日付から最低3年の間、保持しなければならない。メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、発行した紙の CCSBT CDS 文書の写しについても、文書上に記載された直近の国/主体による発行日から最低3年の間、保持しなければならない。これら CDS 文書の写しは、四半期ごとに事務局長に送付されなければならない(漁獲標識証明遺書様式⁶及びまだウェブを利用した eCDS システムを通じて CCSBT 事務局に提出されていない CDS 文書を除く)は、各月⁷ごとに事務局長に提出されなければならない⁸。

また、各月において取り消された文書の一覧（文書番号、文書の種類及びもしあれば予定されている輸出先）は、事務局長に対して各月ごとに提出されなければならない。

6.27.2 事務局長は、紙及び電子的な CDS 文書の原資料を電子データベースに蓄積しなければならない。事務局長は、かかるデータベースにおける原資料の機密性を確保し、国/漁業主体に対しては、当該国/漁業主体が確認した CCSBT CDS 文書に関する原資料のみ提供する。国/漁業主体が他の国/漁業主体に関係する CCSBT CDS 文書を求めた場合、事務局長は、後述の取極によってのみかかるデータを公開できる。

6.37.3 事務局長は、CCSBT CDS を通じて収集されたデータについて、1月1日から12月31日までの期間のものについては翌年6月1日までに、1月1日から6月30日までの期間のものについては同年12月1日までに、拡大委員会に報告しかつすべてのメンバー及び協力的非加盟国に回章しなければならない。かかる報告書に含まれる情報は、**別添3**に定める。事務局長は、メンバー及び協力的非加盟国の指定する一つの

⁶ 漁獲標識証明書様式に提供すべき情報の要件は、4.3に定められている。

⁷ CDS 文書のうち、FTC、CTC 及び CHC は、証明された月の翌月最終日までに（完成しているかどうかに関わらず）事務局に提出され、FSC 及び ExC は、確認された月の翌月最終日までに提出される。最初の提出時に CHC が一部しか完成していなかった場合は、同文書が最終的に確認された月の翌月最終日までに再提出される必要がある。

⁸ 紙の証明書様式 原本の写し又は 証明書様式 のすべての情報を含む電子 書式様式 のいずれか。

当局にのみ、かかる報告書の写しを電子媒体にて提供しなければならない。

6.47.4 事務局長は、次により構成される報告書を CCSBT ウェブ・サイトのパブリック・エリアに掲載する。

- 船籍のおかれる国/漁業主体
- 収穫年
- 製品の仕向地(国産品の水揚げを含む)
- 漁具コード
- **確認済み水揚げ正味重量**
- 推定原魚重量（変換係数を利用して正味重量から算出する）
- パラグラフ3.4に従って提出された、変更が加えられたCDS文書の写し

6.57.5 科学委員会、遵守委員会又はその他の委員会補助機関の要求がある場合、事務局長は、委員会の同意を得て、CCSBT CDS により収集されるデータについて、**7.36.3**に定められるところよりも頻繁又は詳細なものを、当該機関に対し、提供しなければならない。

6.67.6 事務局長は、**7.16.4**により提供されたデータを分析のうえ、確認された相違を関係のあるメンバー又は協力的非加盟国に通知しなければならない。

87. CDS 文書の確認

7.18.1 メンバー及び協力的非加盟国は、その権限のある当局又はその他権限を付与された者もしくは機関が、その領土に国産品として水揚げされる、その領土へ輸入される、その領土から輸出又は再輸出される SBT の貨物を確認し、SBT の貨物について確認された CCSBT CDS 文書を検査するための措置を講じることを確保しなければならない。当局又は許可を付与された個人もしくは機関は、CCSBT CDS 文書及び関連する文書に記載された情報を確認するために、貨物の内容物を検査できるものとし、必要であれば、関係する業者とともに確認を実施しなければならない。

7.28.2 メンバー及び協力的非加盟国は、情報を精査し、CDS 報告書における情報について、事務局長からのデータとの比較により確認された不調和を含め、確認された不正行為を調査、解決しなければならない。特に、メンバー及び協力的非加盟国は、入手可能な情報を利用し、**7.36.3**に基づく事務局長による報告書の照合を行わなければならない。

7.38.3 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、次のいずれかに該当する SBT の貨物について、事務局長並びに関係するメンバー、協力的非加盟国及び OSEC に対し、可及的速やかに通報しなければならない。

7.3.18.3.1 関連する CDS 文書に含まれる情報に疑義がある場合。

7.3.28.3.2 CCSBT CDS 文書が不完全、行方不明又は確認されていない場合。

7.48.4 メンバー及び協力的非加盟国は、**8.17.1**及び**8.27.2**に規定される懸念事項を国内法に従い精査、調査及び解決するため、関連当局と協力す

るとともに必要なすべての手段を講じ、事務局長による委員会への報告書に含めるため、その結果を事務局長に通知しなければならない。

7.58.5 遵守委員会は、**7.36.3**及び**7.46.4**の事務局長によってとりまとめられた要約情報を、確認された不正行為及び不調和並びに**8.37.3**に基づき通報された調査の結果を含め、検討する。

7.68.6 委員会は、遵守委員会の勧告を受けて、確認調査の結果に関連して必要となる対応を検討することができる。かかる対応には、ここに記載される遵守措置又は関連する他の遵守措置の見直しを含むが、それに限定されるものではない。

7.78.7 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、CDS 文書が偽造されないこと及び又は誤った情報を含まないことを確保するために、協力しなければならない。

98. 情報へのアクセス及び保護

8.19.1 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC の国内法令により、CCSBT CDS から作成される情報は、機密情報として扱われなければならない。CCSBT の目的に適う形で又は委員会が合意するその他の目的のためにのみ使用することができる。

8.29.2 メンバー、協力的非加盟国及び OSEC は、必要な場合には、漁獲の検証手続きを支援するべく、必要となる有益な情報の交換に合意し、適当な場合には、CDS に関する情報の伝達の完全性を検証し、不調和を一致させるのに必要となる可能性のある証拠を交換することに合意する。

109. 実施及びレビュー

9.110.1 ~~本決議にかかる現行の修正は、2017年1月1日から発効する⁹。同日以降、CCSBTが2000年6月1日に採択したCCSBTみなみまぐろ統計証明制度に代わるものとなる。2010年1月1日以前に漁獲されたSBTについては、CDSの標識装着要件は2010年6月30日まで免除することができ、CCSBT CDS文書は最も実際的な方法で記入しなければならない。~~

9.210.2 遵守委員会は、毎年、2011年会合までに本決議の運用にかかるレビューを行い、実施上の問題、長所及び弱点を特定し、本決議の改善の選択肢及びその選択肢を支持する手続を拡大委員会会合で勧告する。レビューには、漁獲/収穫証明書及び輸出証明書の運用、及び当該レビューの前にeCDSが導入された場合にはその運用、メンバー及び協力的非加盟国により報告された標識の破損又は紛失並びに**1.91.8**及び**1.101.9**において使用を免除した程度に関する懸念事項が含まれる。~~以降のレビューの日程については、その時に合意する。~~

⁹日本は、~~2009-10 漁業年末(2010年3月31日)まで、その現行標識制度を利用することができる。~~

9.310.3事務局長は、遵守委員会によるレビューを補佐するために、電子書類及び魚の標識に関連する利用可能な技術をモニターする。

Catch Documentation Scheme Certificates



CATCHING VESSEL SECTION

Name of Catching Vessel		Registration Number	Flag State/Fishing Entity
Date Range of Fishing		CCSBT Statistical Area of Fishing	
First	Last		

TOWING SECTION

Name of Towing Vessel	Registration Number	Flag State/Fishing Entity	Date Tow Commenced

Description of Mortalities during Towing

Number of tow cages	Date Range		Number of Mortalities	Weight of Mortalities (kg)
	First Tow	Last Tow		

FARM TRANSFER SECTION

Name of SBT Farm	Date Range of Transfers		Average Weight of Fish (kg)	Method of Weight Estimation	Total Weight (kg)	Number of Fish
	First	Last				

VALIDATION SECTION

Certification **by Quota Holder**: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Signature	Date

Validation **by Authority**: I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name and Title	Signature
Date	

OFFICIAL SEAL



TRANSFERRING SECTION

CCSBT Farm Serial Number	Name of Transferring Farm	State/Fishing Entity

TOWING SECTION

Name of Towing Vessel	Registration Number	Flag State/Fishing Entity	Date of Tow

Estimated Weight (kg) of Fish	Estimated Number of Fish

RECEIVING SECTION

CCSBT Farm Serial Number	Name of Receiving Farm	State/Fishing Entity

CERTIFICATION SECTION

Certification **by Transferring Farm**: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Signature	Date

Certification **by Receiving Farm**: I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Signature	Date



1. Catch Tagging Certificate Numbers

--

2. Details of Catching Vessel or Harvesting Farm

<input type="checkbox"/>	For Wild Fishery	Name of Catching Vessel	Flag State / Fishing Entity Registration Number	Flag State/Fishing Entity
Or				
<input type="checkbox"/>	For Farmed SBT	Name of Farm	CCSBT Farm Serial Number	
Document Number(s) of associated Farm Stocking (FS) Certificate(s)				

3. Description of Catch / Harvest

Product Type (select from table below)	Month of Catch / Harvest (mm/yy)	Gear Code	CCSBT Statistical Area	Estimated Net Weight (kg)	Total Number of fish exported as RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRT

4. Offloading Details

Offloading Date						
OR	<input type="checkbox"/>	Transhipment	Transhipment location (Record either port city name, or for high seas transhipments record the CCSBT statistical area)	Name of Port City	Port State / Fishing Entity	CCSBT Statistical Area
			Observer details (<u>Only</u> for transhipment at sea)	Observer Name	Observer Trip Number	
	<input type="checkbox"/> This is an immediate transhipment or <input type="checkbox"/> This is a deferred transhipment (SBT placed in storage before loading to a Carrier Vessel)					
	For immediate transhipments, the transhipment date and Carrier Vessel details below are to be completed before the certification at section 5. For deferred transhipments, these details may be completed at any time prior to validation at section 7.					
		Transhipment Date	Name of Receiving Vessel	Flag State Registration Number	Flag State/Fishing Entity	
<input type="checkbox"/>	All other offloadings	Name of Port City	Port State/Fishing Entity			

5. Certification by Fishing Vessel Master/Farm Operator or Authorised Representative

I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

<input type="checkbox"/>	Fishing Vessel Master / Farm operator	Name	Signature	Date of Signature	
Or					
<input type="checkbox"/>	Authorised Representative	Name	Company / Organisation	Signature	Date of Signature

6. Measured and Verified Landed Weights

Fresh (F) or Frozen (FR)	Product Type: (select from table below)	Verified Net Weight Landed (kg)	Total Number of fish landed as RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRT

7. Catch Certificate Validation by Authority

I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief, and that I have seen sufficient evidence confirming the verified landed weights.

Name	Authority	Signature	Date of Signature

OFFICIAL SEAL

Commonly used Product Types

RD - Round	DRT - Dressed - tail off	LOI - Loins	Additional product types and descriptions are on the instruction sheet and also at the following CCSBT website link: www.ccsbt.org/product_codes
GGO - Gilled and gutted - tail on	FL - Fillet	KAM - Kama	
GGT - Gilled and gutten - tail off	HAR - Haramo	KAW - Kawara	
DRO - Dressed - tail on	HED - Head meat	NOD - Nodo	



EXPORT SECTION

1. Export Details

Exporting Flag State / Fishing Entity		Date of Export	
Destination State / Fishing Entity			
Point of Export	<input type="checkbox"/> From land	City	State / Fishing Entity
Or			
	<input type="checkbox"/> From sea	(e.g. a transhipment at sea or a direct landing from sea of a fishing vessel)	

2. Preceding Certificate or Tag Number Details (If tag numbers are not provided then the SBT exported on this certificate must come from only one preceding Catch / Harvest or Export Certificate)

Preceding Catch / Harvest Certificate or Export Certificate Number	Or	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="5">Tag Numbers of each SBT being exported</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	Tag Numbers of each SBT being exported																								
Tag Numbers of each SBT being exported																											

3. Export Product Details

All of the product from the preceding Certificate is being exported without any change to the quantity, product type, or net weight of the product. Do not fill in the table below.

Or

Product from the preceding certificate is being exported with changes to the quantity, product type, or net weight of the product. Fill in the table below.

Product Type as recorded on the preceding Catch / Harvest or Export Certificate	Description of Product Being Exported			Total Number of fish exported as RD, GGH, GGO, GGT, DRO, DRT
	Fresh (F) or Frozen (FR)	Product Type (select from table below)	Net weight (kg)	

4. Certification by Exporter

I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Company / Organisation	Signature	Date of signature

5. Export Certificate Validation by Authority

I validate that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Authority	Signature	Date of signature

OFFICIAL SEAL

IMPORT SECTION

6. Point of import

City	State / Fishing Entity	Date (or Expected Date) of Customs Import Certification/Clearance

7. Certification by Importer

I certify that the above information is complete, true and correct to the best of my knowledge and belief.

Name	Company / Organisation	Signature	Date of signature

Commonly used Product Types

RD - Round	DRT - Dressed - tail off	LOI - Loins	Additional product types and descriptions are on the instruction sheet and also at the following CCSBT website link: www.ccsbt.org/product_codes
GGO - Gilled and gutted - tail on	FL - Fillet	KAM - Kama	
GGT - Gilled and gutten - tail off	HAR - Haramo	KAW - Kawara	
DRO - Dressed - tail on	HED - Head meat	NOD - Nodo	

CCSBT のメンバー及び協力的非加盟国による標識装着計画にかかる
手続き及び情報に関する最低基準

SBT 標識制度に関する一般要件

1. 決議の 1.87 及び 1.98 のとおり、SBT 標識は、魚の死骸が丸の状態であるうちは、個別の魚に残存していなければならない。洗浄、えらはら抜き、冷凍、鰭、鰓蓋（鰓板）及び尾の除去並びに頭部又は頭部の一部の除去を行っても魚は丸の状態のままである。フィレ又はロイン加工といった過程を経た場合、丸の状態とは見なされない。
2. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT 標識が再使用できないことを確実にする措置を講じるものとする。

SBT 標識の仕様

3. SBT 標識は、次の最低基準を満たさなければならない。
 - a. 容易に読み取れる様式で、事前に記録された固有の標識番号を持つ。
 - b. 標識の番号は、旗国固有の識別子及び漁業年の識別子を含まなければならない。(例：NZ-2008-000001)
 - c. SBT にしっかりと固定することが可能。
 - d. 再使用ができず、不正加工を防ぎかつ偽造又は複製の恐れがない。
 - e. 少なくともマイナス 60°C、海水及び手荒い扱いに耐えられる。
 - f. 食品安全性がある。

標識関連情報に関する一般要件

4. メンバー及び協力的非加盟国は、SBT を漁獲又は蓄養することを許可した組織に配布した SBT 標識を記録しなければならない。
5. 個別の標識に関連して、メンバー及び協力的非加盟国は、自国の船舶及び経営者並びに関係当局が報告に関する手続き及び様式を持ち、個別の SBT に関する漁獲月、漁獲海区、漁獲方法並びに体重及び体長を含む、必要とされる標識情報が収集されることを確保しなければならない。

- |
6. 本決議のセクション ~~45~~ から ~~109~~ における CCSBT CDS 決議のすべての要件が、標識装着計画を実施するメンバー及び協力的非加盟国における標識装着に関する文書及び情報に適用される。

事務局長による拡大委員会への6ヶ月／年次報告書の内容

この別添の報告書は、各メンバーの指定当局にのみ提供される。

この別添において、以下の略語はそれぞれ異なった**証明書様式**を示している。

- **FSCF** – 蓄養活け込み**証明書様式**
- **FTCF** – 蓄養移送**証明書様式**
- **CMCF** – 漁獲／収穫**証明書モニタリング様式**
- **REEFExC** – 再輸出/国産品水揚げ後の輸出**証明書様式**
- **CTCF** – 漁獲標識**証明書様式**

~~CDSの最初の年においては、作成されるべきすべての報告書に関してCDSからは十分な情報が得られないだろう。事務局において、CDSデータベース及び関連する報告制度が作成過程にある最初の1年間は、報告書の作成が遅れることも受容される。~~

製品に関する報告書

製品に関する2つの報告書が作成される。

(1) 製品に関する総括と報告漁獲量の比較報告書

この報告書は、各メンバー及び協力的非加盟国の割当年の漁獲量を推定するため、~~CHCCMF~~及び**FSCF**の死亡尾数のデータを使用する。これは、割当年が終了した後、十分なCDSデータが利用可能な場合のみ実施されるべきである。CDSから得られた加工処理後の重量は、各メンバーから提供されている変換係数が利用可能であればそれを利用し、メンバーが使用すべき変換係数を提出していない場合には「最善の」代替的な変換係数を利用して、原魚重量に換算すべきである。報告書で使われたすべての変換係数の値はリスト化されるべきである。この報告書には、比較のためにも、メンバー/協力的非加盟国から得られた割当年の報告漁獲量も（可能ならば）含めるべきである。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 割当年¹
- CDSから得られた漁具別の総推定SBT原魚重量
- メンバーから報告された漁具別の総SBT原魚重量（利用可能な場合）

¹メンバーの割当年は異なっているので、各メンバーの実際の割当年の期間が用いられるべきであり、混乱を避けるためにもこれらの期間を報告書に示すべきである。この報告書には（CDS及びメンバーからの報告書双方に基づく最新の推定値とともに）CDSのデータが十分にある最近の割当年の記録も記載すべきである。

- コメント²

(2) 詳細な製品に関する総括報告書

この報告書は、~~TISの別紙2の報告書に類似している。~~漁獲又は収穫されたすべての SBT に関する以下の情報を提供するため、~~CHCMF~~及び ~~CTCF~~ 双方のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 漁獲魚、蓄養魚又は蓄養場での漁獲魚/曳航中の死亡魚
- 製品生鮮又は冷凍(F/FR)
- 加工製品タイプ(RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT など)
- ~~収穫年月~~
- ~~漁具コード~~
- ~~統計海区~~
- ~~輸出地点 (輸出の場合のみ)~~
- ~~輸出年月 (輸出のみ)~~
- ~~最終仕向地となる国/漁業主体~~
- 最終仕向地に到着した年月

上記の項目内における以下の数量

~~○ SBTの数量~~

- 水揚げされた SBT の確認済み正味重量 (kg)
- RD/GGH/GGO/GGT/DRO/DRT として水揚げされた SBT の数量

輸出/再輸出 REEF 報告書

CHC 及び ExC から得られたデータに基づき、輸出及び再輸出 REEF に関して 2つの報告書が作成される。

(1) 詳細な REEF 総括報告書

この報告書は、~~TISの別紙4の報告書に類似している。~~以下の情報を提供するため、~~CHCMF~~及び ExCREEF 双方のデータを利用する。

- 輸出及び再輸出
- ~~原産漁獲国/漁業主体~~
- 先行する輸出/再輸出した国/漁業主体
- 今回輸出/再輸出する国/漁業主体³
- 輸出/再輸出地点

²この数量の解釈に関して追加的な情報を提供するためには、コメントが必要になるだろう。例えば、メンバーからの報告書には（遊漁による漁獲量のような）CDS の対象とならない漁獲量が含まれていることや、最近年の CDS データは十分に更新されていない可能性があることなどを示す。

³これは該当する ExCREEF に記載されている輸出/再輸出する 旗国/漁業主体であり、先行する CHCREEF 又は ExCCMF に記載されている 輸出/再輸出する旗国/漁業主体ものではない。

- 輸出/再輸出年月⁴
- 輸入国/漁業主体
- 輸出/再輸出製品(F/FR)
- 輸出/再輸出されたタイプ(~~RD/GGO/GGT/DRO/DRT/FL/OT~~)

上記の項目内において

- 輸出/再輸出された SBT の正味重量及び尾数

(2) 輸出/再輸出 REEF不調和報告書

この報告書では、すべての ~~ExCREEF~~ 及び 先行する関連するCHCCMF を調査し、その後の輸出及び/又は再輸出において「過剰利用⁵」となっているすべての ~~CHCCMF~~ のリストを作成すべきである。

- 過剰利用 ~~CHCCMF~~ に記載された文書番号、船籍がおかれる国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- 関連する ~~ExCREEF~~ の文書番号、輸出国/漁業主体、製品タイプ及び重量
- その他遵守委員会で合意された情報

標識報告書

1つの標識報告書が作成される。

(1) 標識総括報告書

以下の情報を提供するため、~~CTCF~~ 及び ~~CHCCMF~~ 双方のデータを利用する。

- 船籍がおかれる国/漁業主体
- 標識を装着した SBT の総尾数及び正味重量
- 関連する ~~CHCCMF~~ で報告された SBT の総尾数及び正味重量

転載報告書

2つの転載報告書が作成される。

(1) 転載総括報告書

SBT の転載に関する以下の総括情報を提供するため、~~CHCCMF~~ 及び ~~ExC~~ 並びに転載申告書及びオブザーバー報告書のデータを利用する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体

⁴輸出証明の署名日に基づき決定する。

⁵過剰利用 ~~CHCCMF~~ とは、~~CHCCMF~~ に記載されていた魚のその後の輸出/再輸出の量が、当該 ~~CHCCMF~~ で報告されていた当初の量を超過している もの場合 をいう。

- 転載年月
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体
- 最終仕向地となる国/漁業主体

上記の項目内における以下の数量

- 転載件数
- ~~CHCCMF~~に基づく SBT 尾数
- ~~CHCCMF~~に基づく SBT の~~確認済み~~正味重量
- 転載申告書に基づく SBT の正味重量
- 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量

(2) 転載不調和報告書

この報告書は、~~CHCCMF~~に記載された SBT の重量が、転載申告書又は転載オブザーバー報告書のどちらかに記載された SBT の重量と異なっている場合に、当該各転載の詳細について作成する。

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- 転載日
- 転載船の船籍がおかれる国/漁業主体、名称及び登録番号
- ~~CHCCMF~~に基づく SBT の正味重量及びタイプ
- 転載申告書に基づく SBT の正味重量及びタイプ
- 転載オブザーバー報告書に基づく SBT の正味重量及びタイプ

蓄養報告書

2つの蓄養報告書が作成される。これらの報告書は、関連する国/漁業主体の通常の「漁期」を含む漁獲及び蓄養期間を網羅するよう作成されるべきである。

(1) 蓄養総括報告

各国/漁業主体から得られた蓄養 SBT に関する以下の集約情報を提供するため、~~FSCF~~及び~~CHCCMF~~のデータを利用する。~~この報告書は、貿易情報スキームの一環としてオーストラリアが作成している6ヶ月ごとの蓄養報告書に類似している。~~

- 漁獲した船舶の船籍がおかれる国/漁業主体及び隻数
- 漁獲期間
- 漁獲のあった統計海区
- 曳航期間中の死亡魚の総尾数及び重量
- 蓄養場への移送期間
- 蓄養場へ移送した SBT の総尾数及び重量
- すべての移送に関する平均重量の最小値、最大値及び中央値

- 蓄養場からの収穫期間
- 蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量

(2) 蓄養不調和報告書

この報告書は、蓄養場に移送された SBT の尾数（FSCF に基づく。また FTCF に基づき調整される）が、CHCMF に基づく当該蓄養場から収穫された SBT の尾数を上回る場合に、当該各蓄養場の詳細について作成する。

- 蓄養場のある国/漁業主体及び蓄養場の名称
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した期間
- 最初の曳航から当該蓄養場に移送した SBT の総尾数及び重量
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した期間
- 他の蓄養場から当該蓄養場に/当該蓄養場から他の蓄養場に移送した SBT の総尾数尾及び重量
- 当該蓄養場から収穫した期間
- 当該蓄養場から収穫した SBT の総尾数及び重量

照合報告書

CDS 文書は、四半期各月ごとに様々な発信元から事務局に送付される。同じ文書が、時を異にして事務局に送られるかもしれない。例えば、SBT が輸出されるか又は 再輸出転載 される際に 一度 送付され、さらに同じ SBT が輸入される か又は国産品として水揚げされる 際に再度送付されるというように。照合報告書は、想定される文書の数量及びタイプに関する集約情報を提供するよう考案されなければならないものの、未だ各国/漁業主体からはそのようなものは得られていない。この報告書は、異なる情報源から得られた 証明書様式 の数値に不調和が生じているかどうかとも明らかにすべきである。事務局は、毎年、CDS が 12 カ月間運用された後、この報告書の有効性をレビューを考案し作成 すべきである。